

山武市職員の給与等について

平成26年4月作成

地方公務員の給与は、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることとなっています。

山武市職員の給与は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、市議会の審議を経て条例で定められています。

その内容について、市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

なお、「類似団体」とは、市区町村をまず、指定都市、中核市、一般市、町村に分け、さらに、人口規模と産業構造により一般市を16の類型に、町村を15の類型に分類したものです。本市は、この分類上、一般市の「Ⅱ-1」の類型に該当します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年3月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	56,295	22,173,865	1,056,031	3,818,931	17.2	18.3

(注) 人件費とは、職員に支給された給与、職員手当、各種負担金の総額をいい、実質収支の額とは、団体の純剰余又は純損失の額を示すものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	428	1,674,565	199,436	586,272	2,460,273	5,748	5,935

(注) 職員数は、普通会計に属する一般行政職、技能労務職、保育士、幼稚園教諭等の総数であり、給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当（退職手当を除く）をいいます。

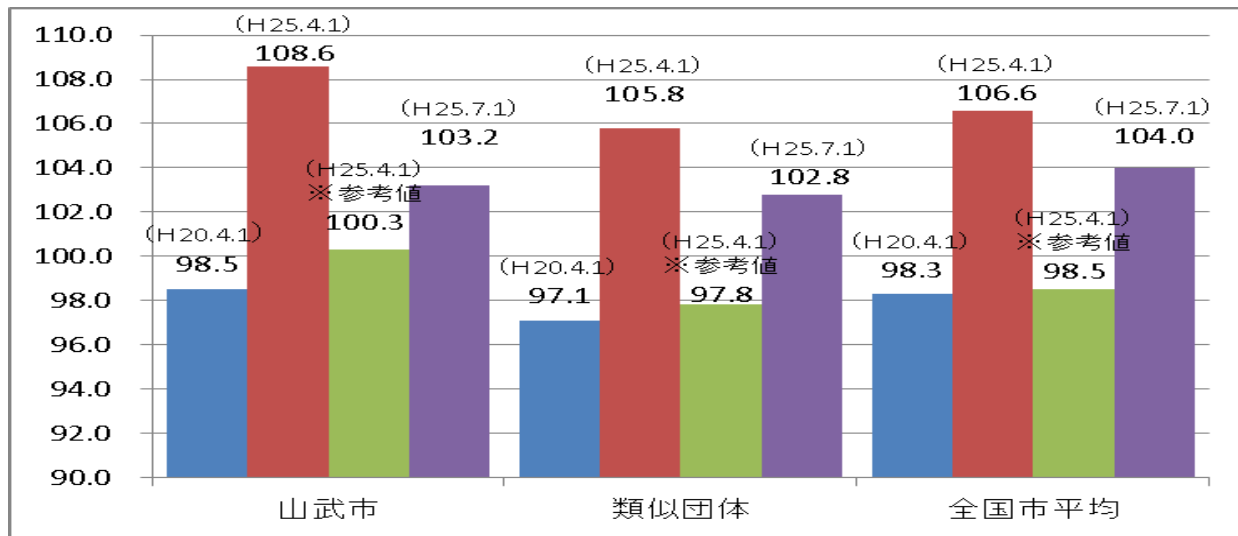
- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数は、24年度4月1日現在の人数である。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項 (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>1. 給料</p> <p>【一般職】 給料表の級ごとの減額率により減額</p> <p>1～3級 1. 77%減額</p> <p>4～6級 4. 77%減額</p> <p>7～8級 6. 77%減額</p> <p>【特別職】</p> <p>市長・副市長・教育長</p> <p>・給料 10%減額</p> <p>・期末手当 10%減額</p> <p>2. 手当</p> <p>【一般職】</p> <p>・管理職手当 7%減額</p> <p>・期末手当及び勤勉手当 6. 77%減額</p> <p>・給与月額により連動する手当（時間外勤務手当、休日勤務手当）については、減額後の給料月額等により算出</p> <p>【H25.4.1ラスパイレス指数】</p> <p>・ラスパイレス指数 108.6</p> <p>・ラスパイレス参考値 100.3</p> <p>【H25.7.1減額時点】</p> <p>・ラスパイレス指数 103.2</p>	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山 武 市	43.5 歳	336,340 円	375,173 円	356,404 円
千 葉 県	43.1 歳	339,336 円	429,810 円	387,879 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	—	376,257 円 (405,463)
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

※国の平均給料月額及び平均給与月額は減額措置後の金額です

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山 武 市	56.2 歳	14 名	271,271 円	278,230 円	273,593 円	—	—	—	—
うち用務員	56.9 歳	5 名	273,300 円	280,152 円	277,100 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.38
千 葉 県	51.8 歳	584 名	326,514 円	381,507 円	361,276 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 名	272,119 円 (286,850)	309,534 円 (325,400)	—	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	36 名	315,491 円	350,999 円	336,134 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山 武 市	4,370,560 円	—	—
うち用務員	4,370,424 円	2,809.4 千円	1.56

※民間データは、賃金構造統計調査において公表されるデータを使用しています。(平成22年～24年の3ヵ年平均)

「用務員」の民間データは、全国平均のデータです。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっています。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山 武 市	44.3 歳	335,330 円	363,980 円
千 葉 県	42.8 歳	364,886 円	424,275 円
類似団体	40.5 歳	306,506 円	336,303 円

(注) 1「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

※教育職は山武市については幼稚園教諭、千葉県については小中学校教職員を記載しています。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分	山武市	千葉県	国
一般行政職	大学卒 178,800 円	178,800 円	総合職 172,557 円 (181,200) 円
			一般職 163,987 円 (172,200) 円
	高校卒 144,500 円	144,500 円	一般職 133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	その他 135,600 円	— 円	— 円
教育職	短大卒 158,700 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(25年4月1日現在)

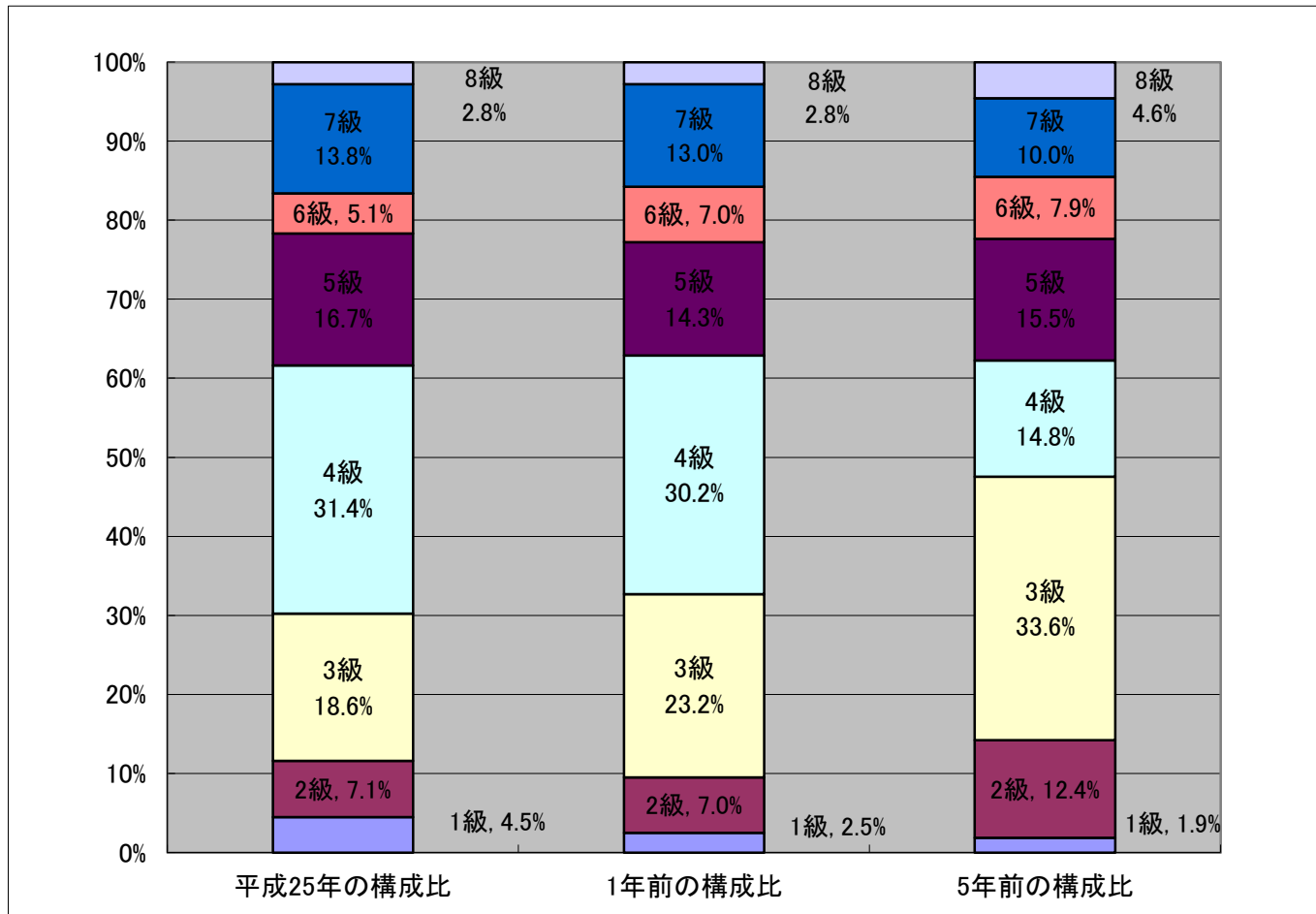
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 263,536 円	357,000 円	該当なし 円	該当なし 円
	高校卒 該当なし 円	327,633 円	該当なし 円	該当なし 円
技能労務職	高校卒 該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	中学卒 該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
教育職	大学卒 該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	短大卒 該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、会計管理者、議事事務局長、参事の職務	9 人	2.8 %	413,000 円	478,200 円
7級	課長、事務局長、所長、指導室長、主幹の職務	43 人	13.8 %	366,200 円	456,200 円
6級	補佐、副主幹の職務	16 人	5.1 %	320,600 円	422,600 円
5級	係長、主査の職務	52 人	16.7 %	289,200 円	403,200 円
4級	主査補、主任技師の職務	98 人	31.4 %	261,900 円	390,800 円
3級	主任主事、主任技師の職務	58 人	18.6 %	222,900 円	356,300 円
2級	主事、技師の職務	22 人	7.1 %	185,800 円	307,800 円
1級	主事補、技師補の職務	14 人	4.5 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 山武市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
 ただし、休職や育児休業等により公正な勤務評定を行うことが困難な職員は除いています。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
 平成25年4月1日付けの昇給に対しては、評価結果を反映していません。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山武市	千葉県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,352 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,637 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務実績の評定の実施状況については、3 (2) の昇給への勤務実績の反映状況に記載のとおりです。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

山武市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%の加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%の加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	23,302 千円	22,924 千円			

(注) 退職手当の1人あたりの平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)				0 円
支給対象地域	支給率	対象職種	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
山武市内	10 %	医師	0 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

区分	全職種			
支給実績 (24年度決算)	302 千円			
支給職員1人当たり平均支給額 (24年度決算)	150,780 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	0.4 %			
手当の種類 (手当数)	4			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	支給単価
研究手当	医師	診療に関する研究を行う職員	— 千円	月 30,000 円
診療手当	医師	診療に従事する職員	— 千円	1日 1,100 円
時間外診療手当	医師	医師が勤務時間外に診療したとき	— 千円	1回 3,600 円
看護手当	保健師、看護師	看護に従事する職員	32 千円	1日 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	80,641	千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	397	千円
支給実績 (23年度決算)	72,702	千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	252	千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度とことなる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (24年度決算)
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 他の扶養親族1人6,500円 配偶者がいない職員は 1人目のみ11,000円 16~22歳までの子は 1人5000円加算	同じ		43,219 千円	212,901 円
住居手当	・12,000円を超える家賃の 借家に居住する職員に支給 23,000円以下の場合 家賃から12,000円を 控除した額 23,000円を超える場合 家賃から23,000円を 控除した額の2分の1に 11,000円を加算した額 (上限27,000円)	同じ		15,919 千円	95,323 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員 に対し支給。 徒歩通勤者には支給なし 公共交通機関利用者は、定期代を 支給	異なる	自家用車等の通勤 者に対し、手当額 を4kmごとに設定し ているが、2kmごと に設定して支給し ている	35,232 千円	81,577 円
管理職手当	職員を管理、監督する地位にある 職員に支給 医師 96,400円 部長級 61,000円 次長級 51,700円 課長級 44,300円 補佐、園長級 29,100円 副主幹 20,800円 副園長 18,900円	異なる	名称「俸給の特別 調整額」 支給対象職員及び 支給額	37,374 千円	434,585 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が、臨時又は緊急の必 要又は公務の運営の必要により、 週休日、休日等に勤務したときに 支給 医師及び8級職員 12,000円 7級職員 10,000円 6級職員 8,000円	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	山武市国保日向診療所の医師に支 給	同じ		0 円	0 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の 保全等を行う者に支給 勤務1回につき4,200円支給	同じ		1,008 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	800,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 円/円 1,000,000 440,000
	副市長	690,000 円 (- 円)	円/円 804,000 375,000
報酬	議長	400,000 円 (- 円)	円/円 698,000 310,000
	副議長	330,000 円 (- 円)	円/円 620,000 245,000
	議員	300,000 円 (- 円)	円/円 560,000 222,000
期末手当	市長	計算式 (24年度支給割合)	
	副市長	《基本給+基本給×役職加算(20%)》×期末手当支給率	
	議長	期末手当支給率	
	副議長	市長・副市長 6月支給分 1.9月分 12月支給分 2.05月分	
	議員	議長・副議長・議員 6月支給分 1.9月分 12月支給分 2.05月分	
退職手当	市長	(算定方式) 報酬×在職月数×支給割合(35/100)=支給額 (支給時期) 各任期満了時に支給 (1期の手当額) 例) 80万円×48月×0.35=13,440,000円	
	副市長	(算定方式) 報酬×在職月数×支給割合(25/100)=支給額 (支給時期) 各任期満了時に支給 (1期の手当額) 例) 69万円×48月×0.25=8,280,000円	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

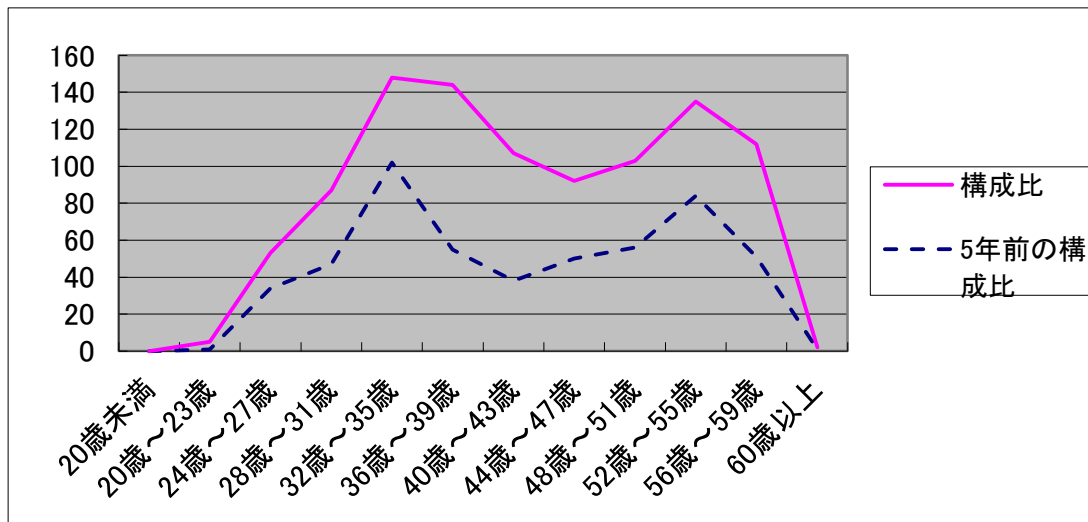
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		平成24年度当初職員数	平成25年度当初職員数	増減	主な増減理由	
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	6人	1人	議会事務の充実
		総務	104人	104人	0人	
		税務	40人	36人	▲4人	資産税事務の減少
		農水	24人	23人	▲1人	農水事務の合理化
		商工	8人	8人	0人	
		土木	30人	30人	0人	
		民生衛生	89人	89人	0人	
	衛生	41人	38人	▲3人	組織改革による減少	
	小計	341人	334人	▲7人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 59.33人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.82人)	
	特別行政部門(教育)	94人	94人	0人		
	小計	435人	428人	▲7人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 76.03人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.62人)	
公営企業等会計部門		39人	41人	2人	国保年金事務の充実	
合計		474 [597]人	469 [597]人	▲5 [0]人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 83.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 -人)	

(注) 公営企業等会計部門は、水道企業会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に属する職員をいいます。(教育長除く)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、山武市職員定数条例の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	19人	40人	46人	89人	69人	42人	47人	51人	61人	1人	469人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
		職員数	353	352	342	342	341	
一般行政	職員数	118	107	100	95	94	94	▲24 (▲20.3%)
	増減		▲11	▲7	▲5	▲1	0	
教育	職員数	471	456	442	437	435	428	▲43 (▲9.1%)
	増減		▲15	▲14	▲5	▲2	▲7	
普通会計計	職員数	48	48	46	35	39	41	▲7 (▲14.6%)
	増減		0	▲2	▲11	4	2	
公営企業等会計計	職員数	519	507	488	472	474	469	▲50 (▲9.6%)
	増減		▲12	▲19	▲16	2	▲5	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長は除く)
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。